

公 安 委 員 会
説明資料No. 1

国家公安委員会に対する
審査請求事案の裁決について

平成26年6月26日
国家公安委員会会務官

(略)

公安委員会
説明資料No. 2

犯罪被害者等給付金の裁定（兵庫県）に
対する審査請求事案の審理状況及び裁決について

平成26年6月26日
給与厚生課

(略)

<p>公安委員会</p> <p>説明資料No. 3</p>	<p>「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案」等について</p>	<p>平成26年6月26日 保 安 課 総 務 課 組織犯罪対策企画課</p>
--------------------------------------	---	---

1 趣旨

本年6月18日に成立した児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の題名等の改正が行われることから、関係法令について所要の改正を行うもの。

2 内容

- (1) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整理に関する政令案
題名の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 警察法施行規則の一部を改正する内閣府令案
題名の改正に伴い、所要の改正を行う。
- (3) 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整備に関する規則案
警備業の要件に関する規則等で定められている暴力的不法行為等について、改正法で新たに処罰対象とされた盗撮による児童ポルノの製造を追加するとともに、所要の改正を行う。

3 今後の予定

- 7月4日（金） 閣議
- 7月9日（水） 公布
- 7月15日（火） 施行（改正法の施行の日）

※ 行政手続法第39条第4項第1号及び第8号により、意見公募手続は実施しない。

1 第186回国会における法案審議状況

(1) 当庁所管法案

法 案 名	審 議 状 況
重大な犯罪を防止し、及びこれと戦う上での協力の強化に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定の実施に関する法律案	閣 法 (186-35) 5/28 成立 6/ 4 公布(法律番号57)
国外犯罪被害者の遺族に対する弔慰金の支給に関する法律案	衆 法 (186-46) 6/18衆・内閣委付託 【継続審査】
犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律の一部を改正する法律案	参 法 (186-22) 未付託 【廃案】

(2) 主な当庁関連法案

法 案 名	審 議 状 況
国家公務員法等の一部を改正する法律案	閣 法 (186-19) 4/11 成立 4/18 公布(法律番号22)
少年法の一部を改正する法律案	閣 法 (186-14) 4/11 成立 4/18 公布(法律番号23)
地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律案	閣 法 (186-47) 4/25 成立 5/14 公布(法律番号34)
不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案	閣 法 (186-54) 6/ 6 成立 6/13 公布(法律番号71)
出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案	閣 法 (186-55) 6/11 成立 6/18 公布(法律番号74)
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	閣 法 (186-57) 5/23 成立 5/30 公布(法律番号46)
特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案	衆 法 (186-29) 1/24衆・内閣委付託 【継続審査】
児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律の一部を改正する法律案	衆 法 (186-28) 6/18 成立 6/25 公布(法律番号79)
サイバーセキュリティ基本法案	衆 法 (186-35) 6/20参・内閣委付託 【継続審査】
死因究明等推進基本法案	衆 法 (186-42) 6/17衆・内閣委付託 【継続審査】

2 第186回国会における当庁に対する主な質問項目(法案審議を除く。)

- 拉致問題等について
- サイバー犯罪対策等について
- 死因究明及び身元確認に対する警察の取組等について

公 安 委 員 会

説明資料No.5

警察庁長官に対する開示請求の決定について
(行政機関情報公開法関係)

平成26年6月26日
総務課

(略)

公 安 委 員 会	経済財政運営と改革の基本方針2014、 「日本再興戦略」改訂2014等について	平成26年6月26日
説明資料No. 6		総務課
1 経済財政運営と改革の基本方針2014		
経済財政運営の基本方針及び平成27年度予算編成に向けた基本的考え方を取りまとめたもの。		
《主な警察庁関連施策》		
第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題		
4. 安心・安全な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保		
(3)暮らしの安全・安心（治安、消費者行政等）		
（治安・司法・危機管理等）		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 「『世界一安全な日本』創造戦略」（平成25年12月10日閣議決定）に基づく各種治安対策 ○ 治安の人的・物的基盤の強化の推進 ○ 死因究明体制の強化、交通安全対策、サイバーセキュリティの確保等の推進 		
2 「日本再興戦略」改訂2014		
「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）の施策の進捗状況及び新たに講すべき施策を明らかにするとともに、工程表を改訂するもの。		
《主な警察庁関連施策》		
<ul style="list-style-type: none"> ○ 雇用制度改革・人材力の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 中長期的な外国人材の受入れの在り方についての総合的な検討 ○ 立地競争力の更なる強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に入れた「『世界一安全な日本』創造戦略」に基づく施策の推進 ○ 安全・便利で経済的な次世代インフラの構築 <ul style="list-style-type: none"> ・ 世界一のITS構築に向けた戦略の展開 ○ 世界を惹きつける地域資源で稼ぐ地域社会の実現 <ul style="list-style-type: none"> ・ 治安への十分な配慮を前提とした、更なるビザ発給要件の緩和 ・ 統合型リゾート（IR）についての関係省庁における検討 		
3 規制改革実施計画		
規制改革会議が内閣総理大臣に提出した「規制改革に関する第2次答申」を踏まえ、対象となった規制等の改革に係る実施計画を定めるもの。		
4 備考		
上記1～3のいずれも6月24日（火）閣議決定		

1 目的

安心な社会を創るための匿名通報事業（いわゆる「匿名通報ダイヤル」）は、暴力団等による犯罪の検挙、少年福祉犯罪等の検挙や被害者の早期保護等に資するため、警察庁の委託を受けた民間団体が、市民から匿名による通報を受け、これを警察に提供して捜査等に役立てようとするもの。

2 平成25年度中の通報の受理・活用状況

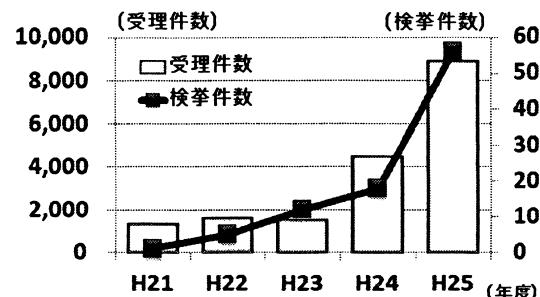
（1）25年度の取組

- 通報しやすい環境を整備するため、従来のウェブサイトに加え、スマートフォン対応のウェブサイトを新設

（2）受理件数

8,825件（前年度から4,398件増加）

電 話： 819件
 （前年度から54件増加）
 ウェブサイト：8,006件
 （前年度から4,344件増加）



（3）対象事案別通報・検挙件数

	対象事案						計	参考情報	合計
	暴力団が関与する犯罪等	犯罪インフラ事犯	薬物・拳銃事犯	少年福祉犯罪	児童虐待事案	人身取引事犯等			
通報	163件 (5.3%)	148件 (4.8%)	1,321件 (42.9%)	845件 (27.4%)	380件 (12.3%)	222件 (7.2%)	3,079件	5,746件	8,825件
検挙	1件	4件※1	21件	12件	1件※2	4件	43件	13件	56件

※1 関連犯罪の検挙を含む。

※2 被害児童の保護（児童相談所への身柄付通告）に貢献した事案を計上。

- 対象事案に係る通報3,079件のうち、薬物・拳銃事犯に係る通報が全体の約4割で最多。
- 児童虐待事案 380件のうち、児童虐待の疑いが認められた35件（前年度から2件増加）について、児童相談所への通告を実施。
- 参考情報についても、無免許運転や不法残留外国人を検挙。
- 56件の検挙事案のうち、情報料支払の対象と認めた事案は35件（前年度から20件増加）。

公安委員会	岐阜県美濃加茂市長らによる贈収賄等事件の検挙について	平成26年6月26日
説明資料No. 8		捜査第二課

愛知県警察・岐阜県警察合同捜査本部は、平成26年6月24日、贈収賄及びあっせん利得処罰法違反で被疑者2名を逮捕した。

1 被疑者

(1) 収賄・公職者あっせん利得被疑者

美濃加茂市長（当時 美濃加茂市議会議員）

(29歳)

(2) 贈賄・利益供与被疑者

会社役員

(43歳)

2 逮捕事実の概要

収賄被疑者は、贈賄被疑者から、自社が取り扱う雨水浄化プラントを美濃加茂市立の学校に設置できるよう尽力してほしい旨の請託を受けて、市議会議員としての職務に関し、かつ、市議会議員としての権限に基づく影響力を行使して公務員にあっせんすることの報酬として、平成25年4月、現金を收受するとともに、美濃加茂市長に就任後も同プラント設置に向け尽力してほしい旨の請託を受けて、市長の職務に関し、かつ、市議会議員としての権限に基づく影響力を行使して公務員にあっせんすることの報酬として、同月、現金を收受し、もって現金合計数十万円を收受したもの。

3 罪名及び罰条

(1) 収賄被疑者

受託収賄(刑法第197条第1項後段)、事前収賄(刑法第197条第2項)

及び公職者あっせん利得(あっせん利得処罰法第1条第1項)

(2) 贈賄被疑者

贈賄(刑法第198条)及び利益供与(あっせん利得処罰法第4条)

4 捜査の経緯

- (1) 平成26年2月6日、贈賄被疑者を詐欺及び有印公文書偽造で通常逮捕
- (2) 同 年3月5日、贈賄被疑者を詐欺で通常逮捕
- (3) 同 年6月24日、被疑者両名を贈収賄等で通常逮捕（本件）

公 安 委 員 会	自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律の施行後1か月間の適用状況について	平成26年6月26日 交 通 指 導 課
説明資料No. 9		

1. 制定趣旨及び主な内容

(1) 制定趣旨

悪質・危険な運転行為による死傷事件であっても、従前の危険運転致死傷罪に該当せず自動車運転過失致死傷罪が適用された事件等を契機として、罰則の見直しを求める声が強まつたことなどから制定され、昨年11月27日に公布、本年5月20日に施行された。

(2) 主な内容

- 危険運転致死傷罪の規定を整備（第2条及び第3条）
 - ・ 通行禁止道路を進行して人を死傷させる行為（第2条第6号）
 - ・ アルコール・薬物・病気の影響下で、運転に支障が生じるおそれがあることを認識しながら運転して、人を死傷させる行為（第3条）
- 過失運転致死傷アルコール等影響発覚免脱罪を新設（逃げ得対策）（第4条）
- 無免許運転による刑の加重の規定を新設（第6条）
- 過失運転致死傷については、第5条に規定

2. 施行に向けた取組

(1) 法務省との連携

本法の施行に向けて、本法の解釈や運用について法務省と協議。

(2) 全国交通事故事件捜査担当者会議の開催

全国の交通事故事件捜査統括官等に対し、本法の解釈や運用について指導・教養を実施（立案担当の法務省担当官に対する質疑応答を含む。）。

(3) 都道府県警察における交通課長等会議の開催

都道府県警察は、管下の警察署交通課長等に対し、本法の解釈や運用について指導・教養を実施。

3. 施行後1か月の状況（主な検挙事件）

- 第2条第6号 危険運転致傷罪（通行禁止道路を進行）

被疑者は、5月30日、普通自動二輪車を運転し、歩行者専用道路と認識するも時速約30～40キロで通行中、交差点で出会い頭に自転車と衝突し、そのまま逃走。
(警視庁)
- 第3条第1項 危険運転致傷罪（アルコールの影響下で運転支障を認識）

被疑者は、5月25日、運転開始前に飲んだアルコールの影響により、前方注視及び運転操作に支障がある状態で普通乗用自動車を運転し、よってその影響により前方注視及び運転操作が困難な状態に陥り、対向車線にはみ出して原動機付自転車と正面衝突し、そのまま逃走。
(愛知県)
- 第4条 過失運転致傷アルコール等影響発覚免脱罪

被疑者は、6月9日、運転開始前に飲んだアルコールの影響により、前方注視及び運転操作に支障がある状態で普通乗用自動車を運転し、進路左前方の自転車に衝突したが、飲酒運転が発覚することを免れる目的で、そのまま逃走。
(愛知県)
- 第6条第2項 危険運転致傷罪の無免許による加重

被疑者は、6月7日、無免許で、政令で定める病気の影響により、走行中に正常な運転に支障が生じるおそれがある状態で普通乗用自動車を運転し、よってその病気の影響により正常な運転が困難な状態に陥り、対向車線にはみ出して普通乗用自動車と衝突。
(北海道)

4. 今後の方針

- 交通事故事件捜査統括官等による適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進
- 被害者連絡調整官等による、交通事故の被害に遭われた方々やご家族等の心情にも配慮した被害者支援の推進

公 安 委 員 会	男女8名を死傷させる交通事故の 発生について	平成26年6月26日 交 通 指 導 課
説明資料No. 10		

平成26年6月24日、東京都豊島区西池袋地内において、普通乗用自動車が、池袋署池袋交番前付近から歩道上を走行し、歩行中の男女8名（男4名、女4名）に衝突したもの。

1 発生日時

平成26年6月24日午後7時50分頃

2 発生場所

東京都豊島区西池袋

3 被疑者

住居 埼玉県吉川市

() 37歳

4 被害者

1名（女性）が死亡し、3名（男性1名、女性2名）が重傷、4名（男性3名、女性1名）が軽傷を負ったもの。

5 捜査の経緯

同日午後8時00分自動車運転死傷処罰法第5条（過失運転致傷罪）で現行犯逮捕した。

6 今後の捜査方針

危険運転致死傷罪の適用を視野に捜査を推進